

公募要領

1. 業務名

平成31年度 信州大学広報・放送公開講座 企画・制作及び放送業務

2. 業務の趣旨

信州大学(以下「本学」という。)は平成11年度より地域貢献を目的に放送公開講座を実施し20年が経過した。平成31年度からはより広報色を強くし、大学のブランディングに資する番組とすることで、学内における担当部署も総務部総務課広報室に変更、さらに、より効果的な企画構成、表現等にステージアップするため、制作・放送経費、また企画経費についてもプロのディレクション機能が発揮されるよう見直しをかけた。詳細は仕様書のとおり。

3. 業務の内容

別紙仕様書のとおり。

4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 国立大学法人信州大学契約事務取扱規程(以下「契約事務取扱規程」という。)第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 契約事務取扱規程第6条の規定に該当しない者であること。
- (3) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

5. 説明会の開催日時及び開催場所

開催日時:平成30年11月9日(金)10:00~11:00

開催場所:信州大学本部管理棟5階第2会議室

6. 参加表明

- (1) 企画提案書の提出をもって参加表明とする。

7. 企画提案書の提出方法等

- (1) 企画提案書の提出場所、企画競争の内容を示す場所並びに問い合わせ先

〒390-8621 長野県松本市旭3-1-1

信州大学財務部経理調達課 TEL 0263-37-2117 FAX 0263-37-3100

(E-mail: murakami_tomoko@gm.shinshu-u.ac.jp) 担当:村上

- (2) 企画提案書等の提出方法

提出期限までに、下記(3)の提出書類を7部、郵送又は持参すること。

- ① 郵送の場合:簡易書留、宅配便等で送付すること。
- ② 持参の場合:平日8:30~17:15(12:00~13:00除く)

- (3) 提出書類

- ① 企画提案書

企画提案書作成要領(別紙2)を参照の上、仕様書(別紙1)に基づいて提出すること。

- ② 見積書 ※制作費・放送費用、企画調査・台本製作費等、細部項目別に内訳を明記のこと。

③会社概要

④審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定通知等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し

(4) 企画提案書の提出期限等

平成30年12月13日(木)17:15(必着)

(5) その他

- ・企画提案書を提出する際には、組織の代表者名で、本件に対する応募の意思を明確に示す書面を提供すること。
- ・企画提案書に関する事務連絡先(照会先)を明記すること。
- ・企画提案書・見積書は、日本語及び日本国通貨で提出すること。

8. 事業規模(予算)

事業規模(上限):平成31年度 4,000千円(企画調査・台本製作費及び消費税を含む)

9. 選定方法等

(1) 選定方法:書類及び面接(プレゼンテーション)選考

放送公開講座企画選定委員が、提出された提案書類と面接(プレゼンテーション)を併せて選考する。(※参加者数の多い場合は書類選考の上、面接する提案者を選定する。)

(2) 審査:総合評価方式で、上記委員会が別途定めた審査基準(別紙3)に従い審査する。

(3) 選考日時:平成30年12月26日(水)13:00～(一社20分程度)

(4) 場所:信州大学本部管理棟5階第1会議室

(5) 選定結果の通知

面接後、14日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

10. 契約締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書等を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については企画提案書等の内容を勘案して決定するものとし、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

11. スケジュール

(1) 公募開始:平成30年11月5日(月)

(2) 説明会:平成30年11月9日(金)

(3) 提案書締切:平成30年12月13日(木)

(4) プレゼンテーション:平成30年12月26日(水)

(5) 選考結果通知:プレゼンテーション終了～平成31年1月4日(金)

(6) 契約締結:平成31年1月18日(金)

(7) 契約期間:平成31年1月18日(金)～平成32年3月31日(火)まで

12. その他

(1) 応募に関し必要な費用は応募者の負担とする。

(2) 提出書類・資料は基本的に返却しない。

- (3) 著作権の帰属や処理等については契約書に定めるとおりとする。
- (4) 事業実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。
- (5) その他、本要領に定めのない事項については本学の指示に従うこと。